

# 第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会

日 時：平成23年1月17日（月） 13:30～

場 所：綾瀬市役所 事務棟 7階 市民展示ホール

## 次 第

### 1 開会

### 2 委員の紹介

### 3 協議会の設立

(1) 協議会設立趣旨

(2) 協議会規約等

### 4 会長あいさつ

### 5 議事

(1) スマートインターチェンジの制度概要

(2) （仮称）綾瀬スマートインターチェンジの概要

(3) 今後のスケジュール

### 6 閉会

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 (以下「地区協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。

- (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- (2) 当該インターチェンジの社会便益
- (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、黒川東京工業大学名誉教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。

- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路企画課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市都市経済部インター推進担当部長及び藤沢市土木部土木経営課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。

(2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

- 2 会議の傍聴の手續など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

(事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路企画課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所属・役職等
東京工業大学名誉教授 黒川 洸
綾瀬市長
藤沢市長
綾瀬市商工会 会長
藤沢商工会議所 会頭
綾瀬市自治会長連絡協議会 会長
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長
神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整チームリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター所長
神奈川県 県土整備局 道路部長
神奈川県 県土整備局 道路部 参事
神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

別表第2（第7条関係）

所属・役職等
綾瀬市 都市経済部 インター推進担当部長
藤沢市 土木部 土木経営課長
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長
神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長
神奈川県大和警察署 交通第一課長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整チーム サブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム サブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 交通技術チーム サブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター 工務担当課長
神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長
神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長

## (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会傍聴要領 (案)

### (趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 (以下「地区協議会」という。) の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は15人以内とし、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定める。

- 2 傍聴申出の受付は、地区協議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴申出者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、受付締切の時点で傍聴申出者が定員に満たない場合は、傍聴申出者全員を傍聴人として決定する。
- 4 前項後段で傍聴人を決定した後に傍聴の申出があった場合には、前2項の規定に関わらず、傍聴申出者を先着順により定員の範囲内で傍聴人として決定する。

### (入場制限)

第4条 次の者は、会場に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

### (写真撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に

指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにも関わらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(幹事会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、地区協議会の幹事会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が地区協議会に諮って定める。

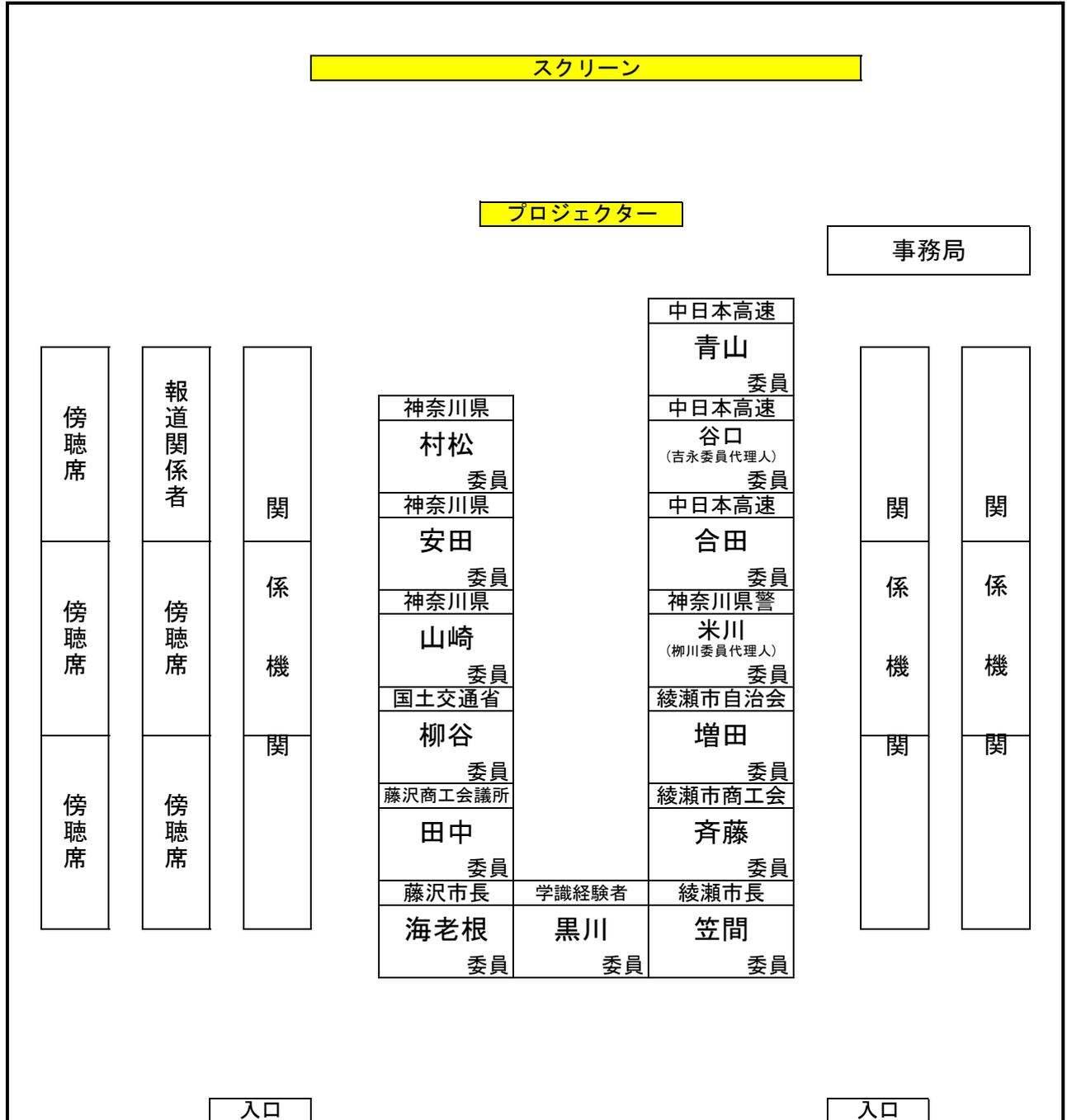
附 則

この要領は、平成23年1月17日から施行する。

第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 出席者名簿

番号	所属・役職	氏名 (敬称略)	備考
1	東京工業大学名誉教授	黒川 洸	会長
2	綾瀬市長	笠間 城治郎	副会長
3	藤沢市長	海老根 靖典	副会長
4	綾瀬市商工会会長	斉藤 敬訓	
5	藤沢商工会議所会頭	田中 正明	
6	綾瀬市自治会長連絡協議会会長	増田 譲	
7	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長	柳谷 哲	
8	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 交通規制官	米川 僚一 (柳川委員代理人)	
9	中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整チームリーダー	合田 聡	
10	中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム サブリーダー	谷口 寧 (吉永委員代理人)	
11	中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター所長	青山 忠司	
12	神奈川県 県土整備局 道路部長	山崎 仁	副会長
13	神奈川県 県土整備局 道路部参事	安田 泰二	
14	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長	村松 正敏	

第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会  
《座席表》



# 第一回(仮称)綾瀬スマートIC 地区協議会



平成23年1月17日

(1) スマートICの制度概要

(2) (仮称)綾瀬スマートICの概要

(3) 今後のスケジュール

### 1 スマートIC整備の背景と目的

日本の高速道路の平均IC間隔は約10kmであり、欧米諸国に比べて長い



高速道路が通過するものの、ICが設置されていない市町村も多い



地域の活性化、利用者の利便性の向上等を目的に追加ICを整備



**スマートICの整備を高速道路利便増進事業に位置づけ**

### 2 スマートICとは

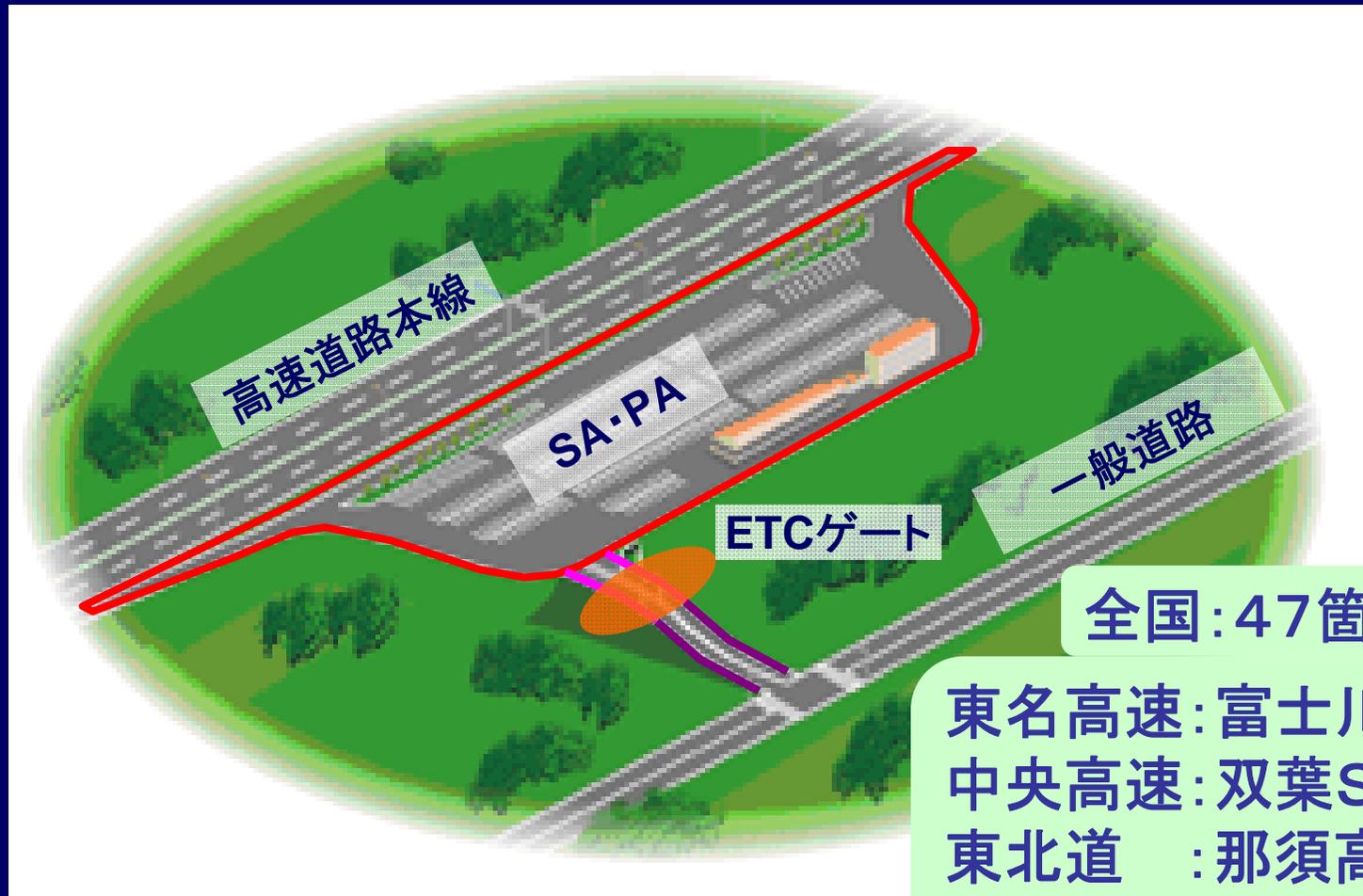
高速道路の本線やSA・PA、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ

通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定していることから、ETCゲートのみでの簡易な料金所の設置により、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある

## ■ スマートICの制度概要

### 3 スマートICの種類

#### SA・PA接続型



全国：47箇所

東名高速：富士川SA

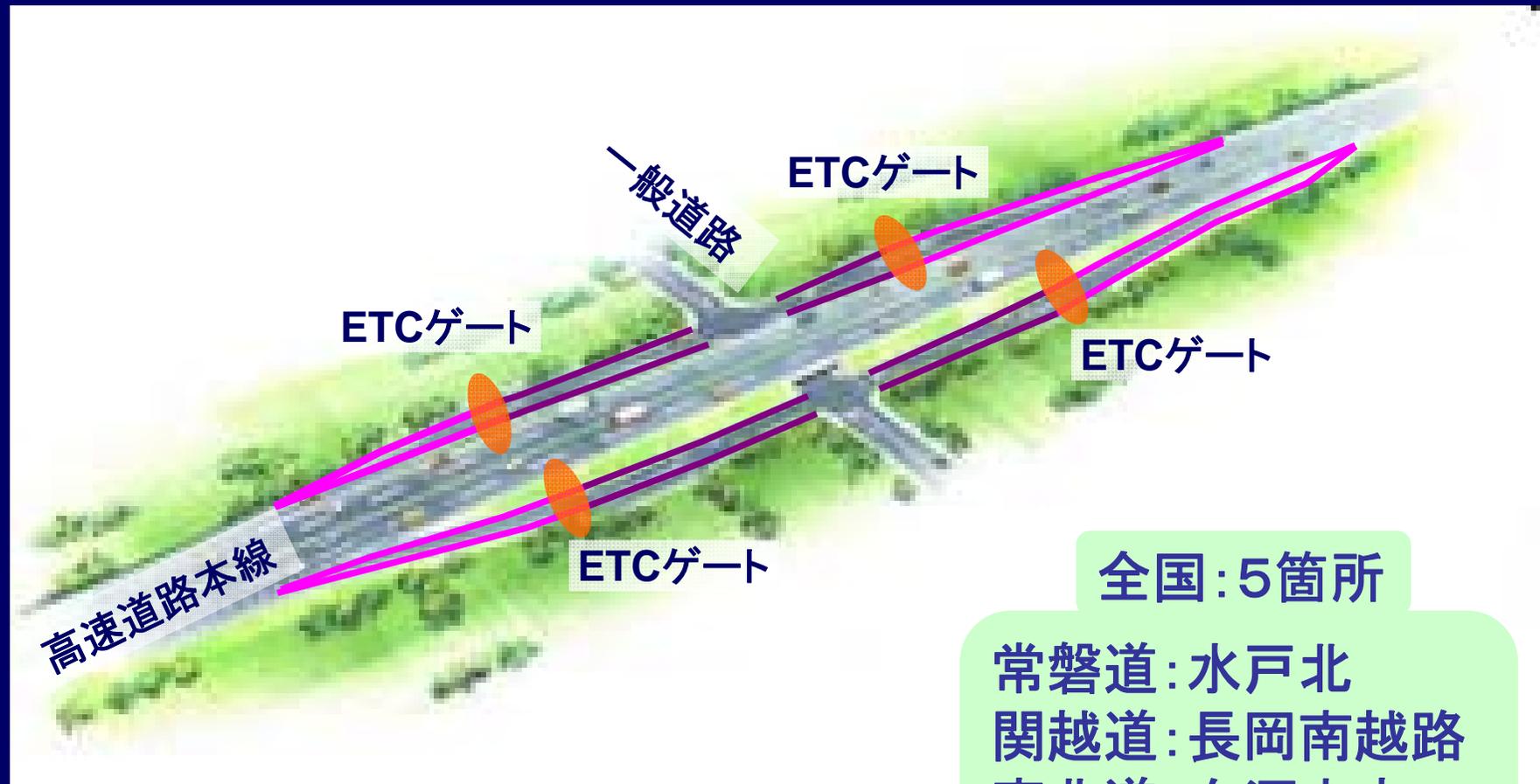
中央高速：双葉SA

東北道：那須高原SA  
等

## ■ スマートICの制度概要

### 3 スマートICの種類

#### 本線・BS接続型



全国：5箇所

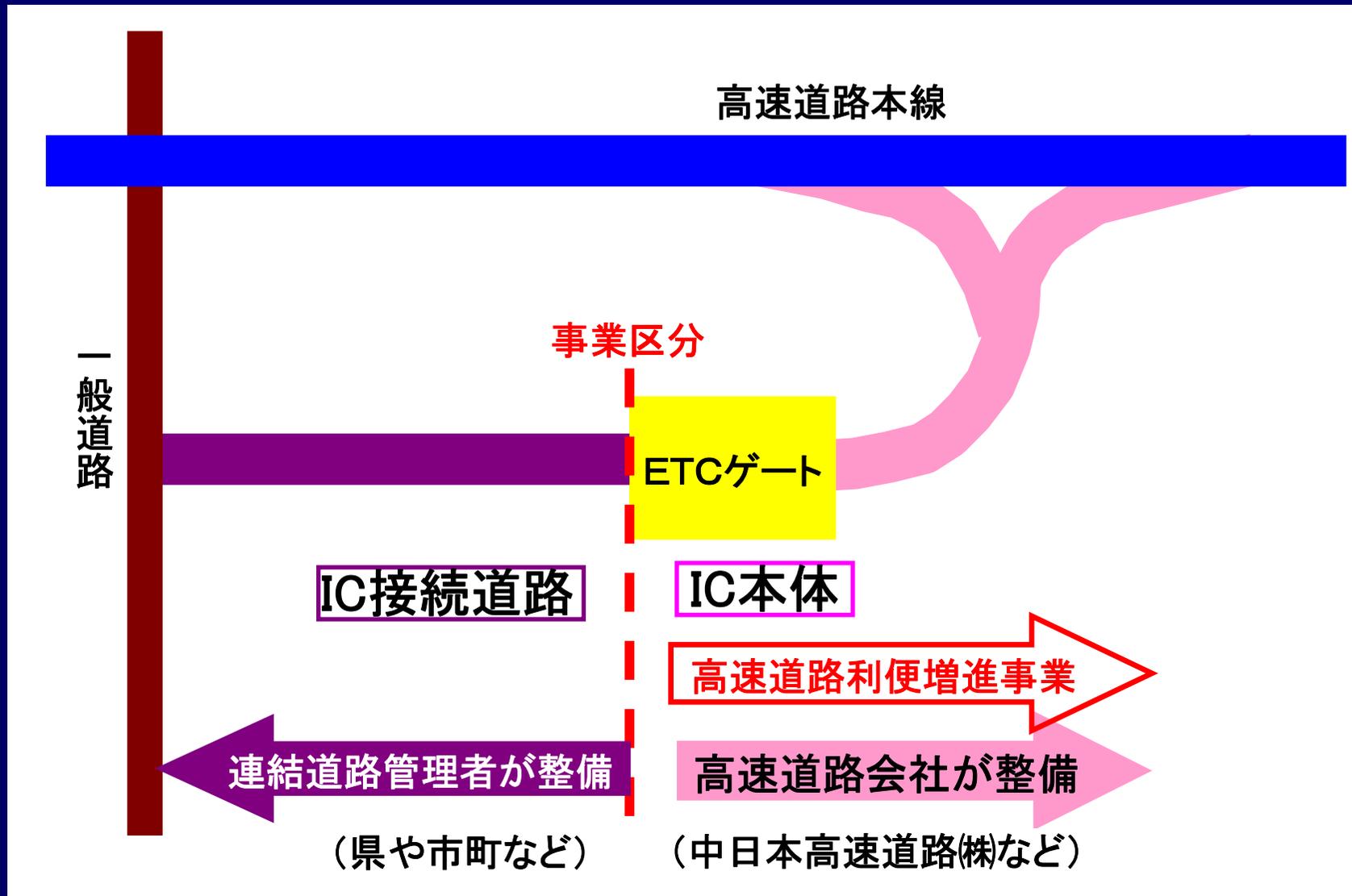
常磐道：水戸北

関越道：長岡南越路

東北道：白河中央

等

## 4 スマートICの事業区分



## 5 スマートIC(高速道路利便増進事業)の法律上の位置づけ

### 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

#### 第四条第十項(抜粋)

高速道路利便増進事業とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう

- 1 高速道路のうち当該高速道路と道路とを連絡する部分で、国土交通省令で定めるものの整備に関する事業
- 2 高速道路の区間を限った特別な高速道路料金の額の設定

### 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則

#### 第六条(抜粋)

法第4条第十項第一号の国土交通省令で定める部分は、専らETC通行車の通行の用に供することを目的とする高速道路の部分とする

## ■ スマートICの制度概要

### 5 スマートIC(高速道路利便増進事業)の法律上の位置づけ

#### ○高速道路利便増進事業の内訳

整備

スマートIC

料金割引

生活対策  
(休日1,000円等)

時間帯割引  
(平日昼間3割引等)  
等

#### 【整備目標】

平成30年3月末までに、  
全国で概ね200箇所を整備

## 6 スマートIC(高速道路利便増進事業)制度実施要綱

### スマートインターチェンジの要件

- ①連結施設は道路法上の道路であること。
- ②当該IC設置により十分な社会便益が得られ、  
( $B/C$ が1.0以上であることを含む。)かつ、  
連結道路管理者の広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされていること。
- ③当該ICの管理・運営費用の増加分は、当該ICの設置による増収の範囲内であること。
- ④構造や管理・運営については、地区協議会で調整されたものであること。

## 6 スマートIC(高速道路利便増進事業)制度実施要綱

地区協議会の設置  
検討・調整

### 【構成員】

- ・学識経験者
- ・関係する地方公共団体
- ・高速道路会社
- ・地方整備局
- ・その他の関係機関(県警等)
- ・連結道路管理者
- ・地元代表者等

実施計画書の策定・提出

連結許可申請

連結許可

スマートIC事業開始

## 6 スマートIC(高速道路利便増進事業)制度実施要綱

地区協議会の設置  
検討・調整

実施計画書の策定・提出

連結許可申請

連結許可

スマートIC事業開始

【地区協議会での検討・調整事項】

- ①当該ICと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- ②当該ICの社会便益
- ③当該IC及び周辺道路の安全性
- ④当該ICの採算性
- ⑤当該ICの構造及び整備方法
- ⑥当該ICの管理・運営方法
- ⑦その他当該ICの設置・管理・運営する上で必要な事項

## 6 スマートIC(高速道路利便増進事業)制度実施要綱

地区協議会の設置  
検討・調整

実施計画書の策定・提出

連結許可申請

連結許可

スマートIC事業開始

【策定者】: 連結道路管理者

【提出先】: 日本高速道路保有・債務返済機構、  
高速道路会社

【内容】

- ① 路線名
- ② 連結位置及び連結予定施設
- ③ 連結を必要とする理由
- ④ 計画交通量、供用予定時期
- ⑤ 連結のために必要な工事に要する費用の概算額
- ⑥ 管理・運営形態
- ⑦ 管理・運営のために必要な費用の概算額
- ⑧ 当該ICの設置により期待される整備効果
- ⑨ 費用便益比(B/C)及び採算性
- ⑩ 概略図面、その他必要な図面
- ⑪ 参考資料その他必要な資料

## 7 県内の状況



\* スマートICの名称は全て仮称であり、地元構想段階のものを含む。

(1) スマートICの制度概要

(2) (仮称)綾瀬スマートICの概要

(3) 今後のスケジュール

## 1 位置図



# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

## 1 位置図

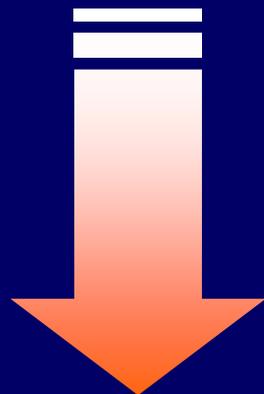


## 2 これまでの経緯

平成14年度～平成20年度

地域活性化ICとして検討

地域活性化ICは、道路公社の有料道路事業による整備を予定していたため、利用料金に整備費用が上乗せされる。



平成21年度～

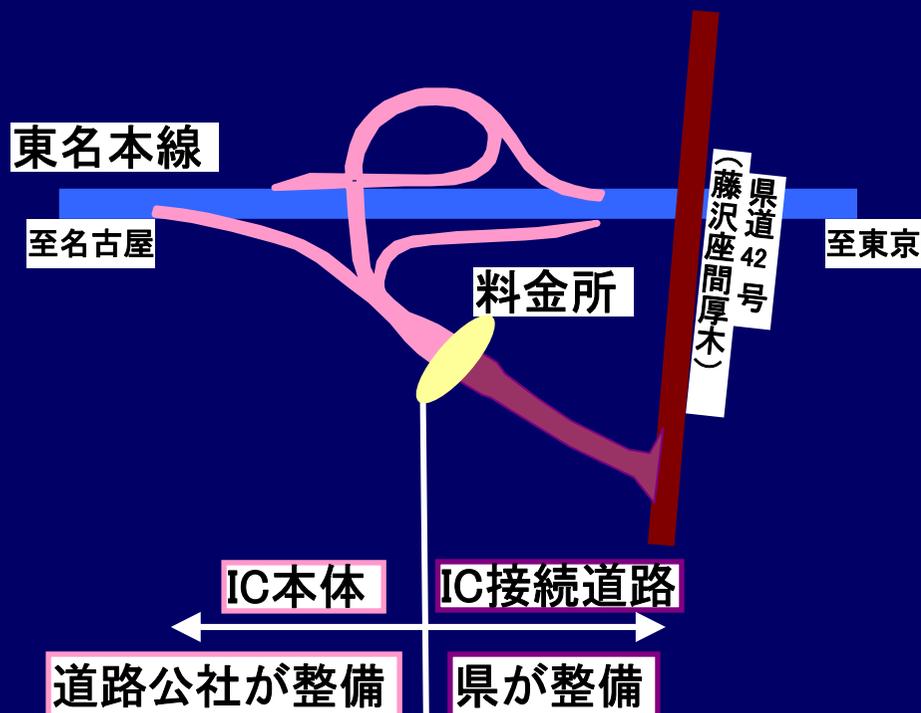
スマートICとして検討

スマートICは、ETC装着車に利用が限定されるが、高速道路会社が国の費用により整備するので、利用料金に整備費用の上乗せが不要となり、県民へのメリットが大きい。

## 3 地域活性化ICとスマートIC

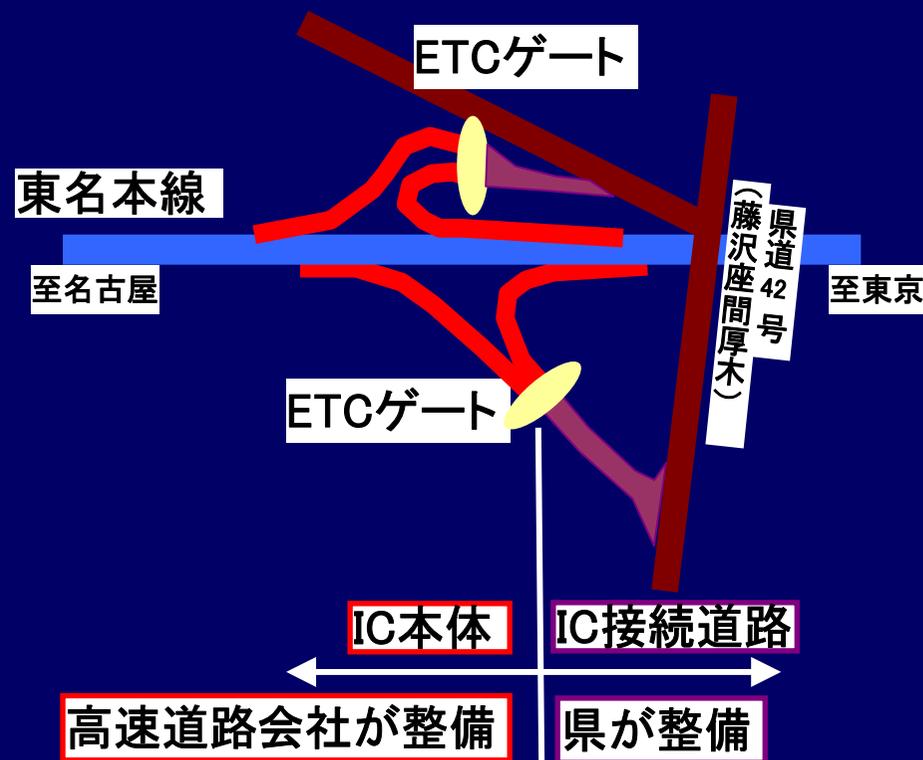
### 地域活性化IC制度

○道路公社(有料道路事業)と県(一般道路事業)の組み合わせ等により整備する追加IC



### スマートIC制度

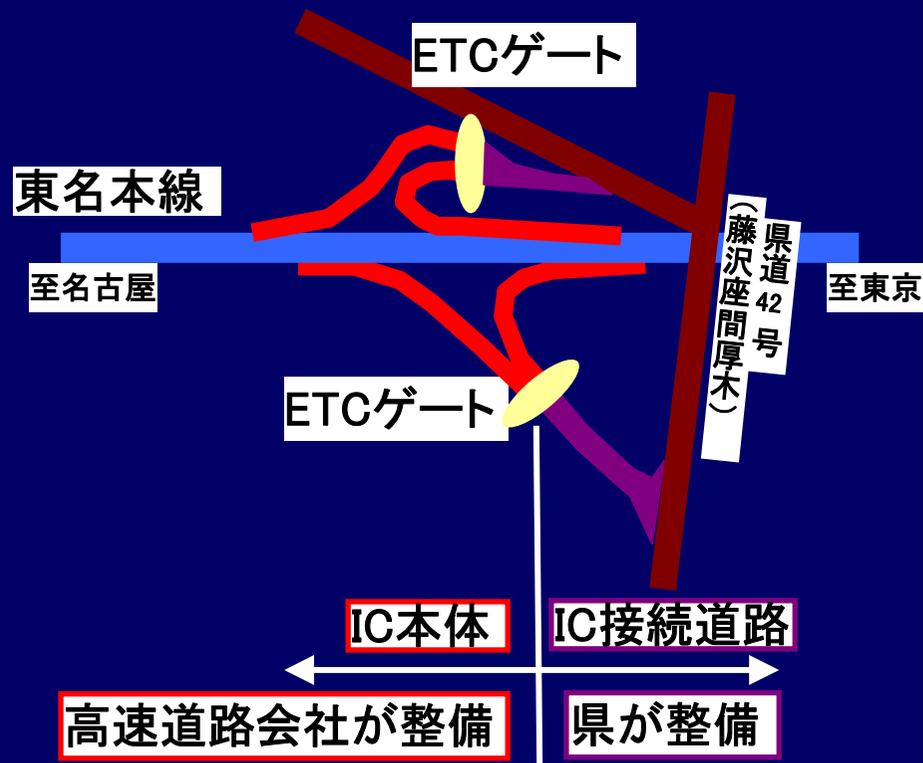
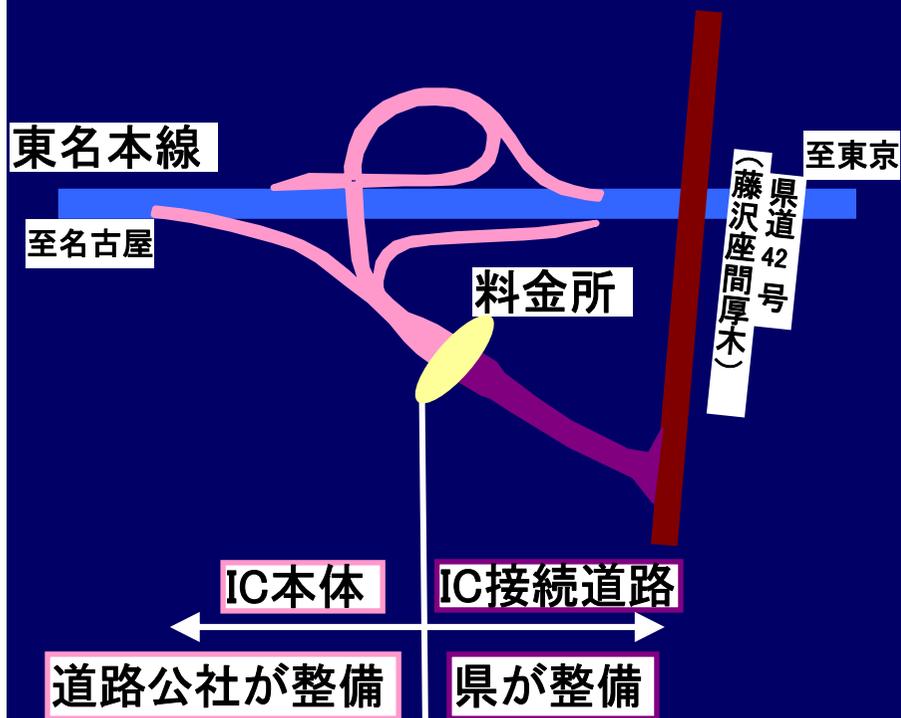
○高速道路会社(高速道路利便増進事業)と県(一般道路事業)の組み合わせ等により整備する追加IC



# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

地域活性化IC制度	
メリット	ETC装着車だけでなく、全ての車両が利用可能
デメリット	道路公社の有料道路事業であるため、利用料金に整備費用が上乗せされる

スマートIC制度	
メリット	高速道路会社が国の費用により整備するため、利用料金に整備費用の上乗せが不要 料金所を集約する必要があるため、コンパクトな整備が可能
デメリット	ETC装着車に利用が限定される



## 4 これまでの取り組み①

### ○綾瀬市の取り組み

平成14年度	綾瀬ICの基本構想の検討 (候補箇所・形状案の検討、基本条件の整理)
平成15 ～16年度	綾瀬インターチェンジ検討調査委員会の開催 (IC設置の必要性、効果・影響等の検討)

### ○促進団体の概要

名称	綾瀬インターチェンジ 設置促進連絡協議会	綾瀬インターチェンジ 建設推進協議会	綾瀬インターチェンジ 設置推進広域連絡協議会
構成員	綾瀬市、藤沢市、 相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、寒川町の首長	綾瀬市内の経済団体の 代表者及び役員、 各地区の自治会長、 商店会長等	藤沢市、相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、寒川町の商工会議所 又は商工会
設立日	平成15年5月	平成16年3月 平成18年9月(組織改編)	平成18年7月

## ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

### 4 これまでの取り組み②

#### ○県及び綾瀬市の取り組み

	県の取組	市の取組
平成17年度	航空写真測量	オープンハウスの開催
平成18年度	ICの予備設計等	パネル展の開催等
平成19年度	アセス実施計画書策定等	シンポジウムの開催等
平成20年度	アセス現況調査・予測評価等	シンポジウムの開催等

地域活性化IC

平成21年度	スマートICへ整備手法を変更
平成22年度	スマートIC勉強会の開催、スマートICの概略検討

スマートIC

## 5 スマートICの検討【勉強会】

勉強会の設置

(仮称)綾瀬ICの実現に向けた勉強会



地区協議会の設置  
検討・調整

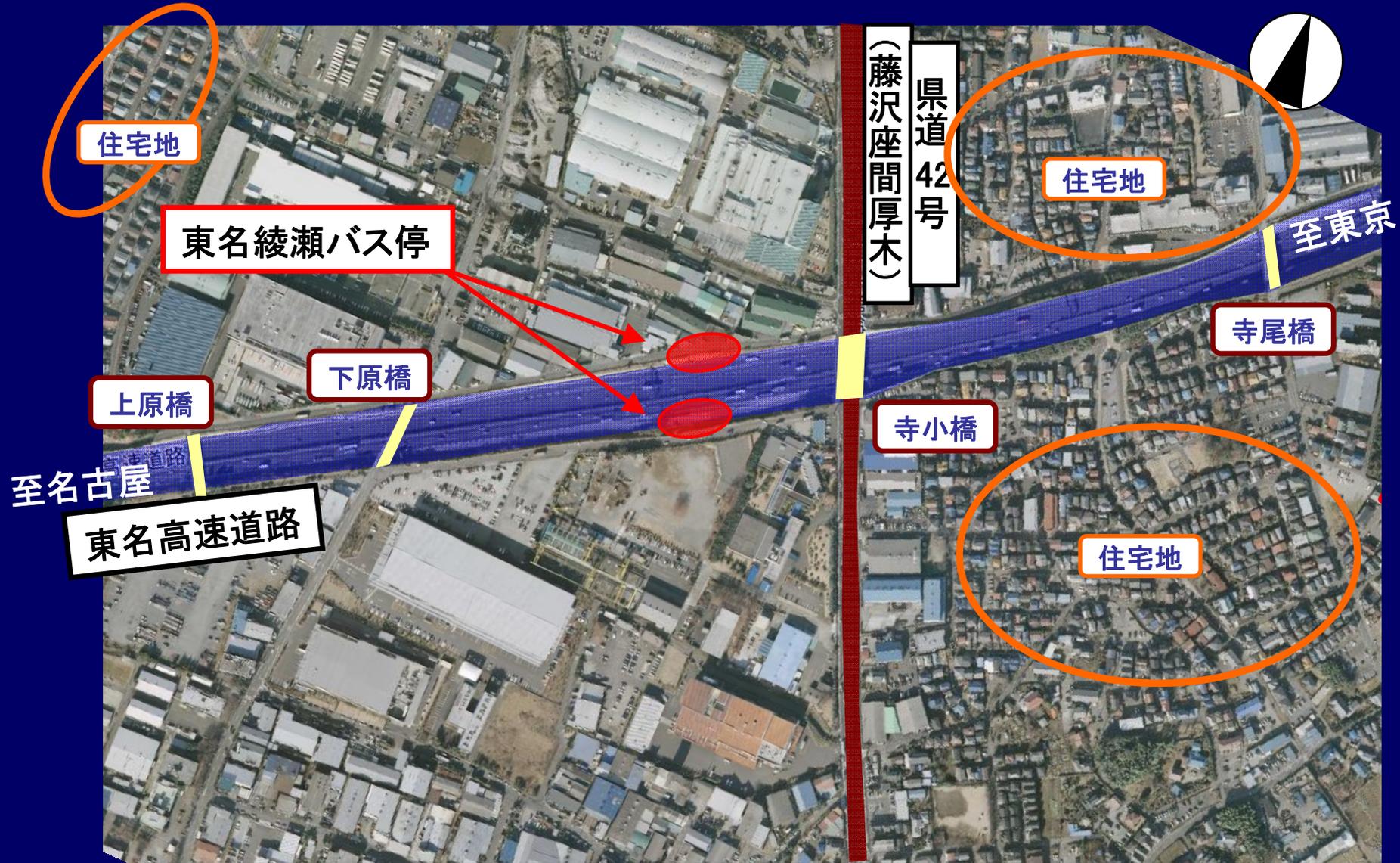


実施計画書の策定・提出

設立年月日	平成22年5月28日
目的	地区協議会における検討調整を円滑に進めるために、課題等をあらかじめ整理検討を行う。
構成員	【各関係機関の実務担当者】 神奈川県、綾瀬市、藤沢市 中日本高速道路株式会社 関東地方整備局横浜国道事務所
開催状況	これまでに6回開催 (5月28日、6月28日、8月11日、 9月9日、11月10日、1月12日)
検討項目	スマートICの構造形式等

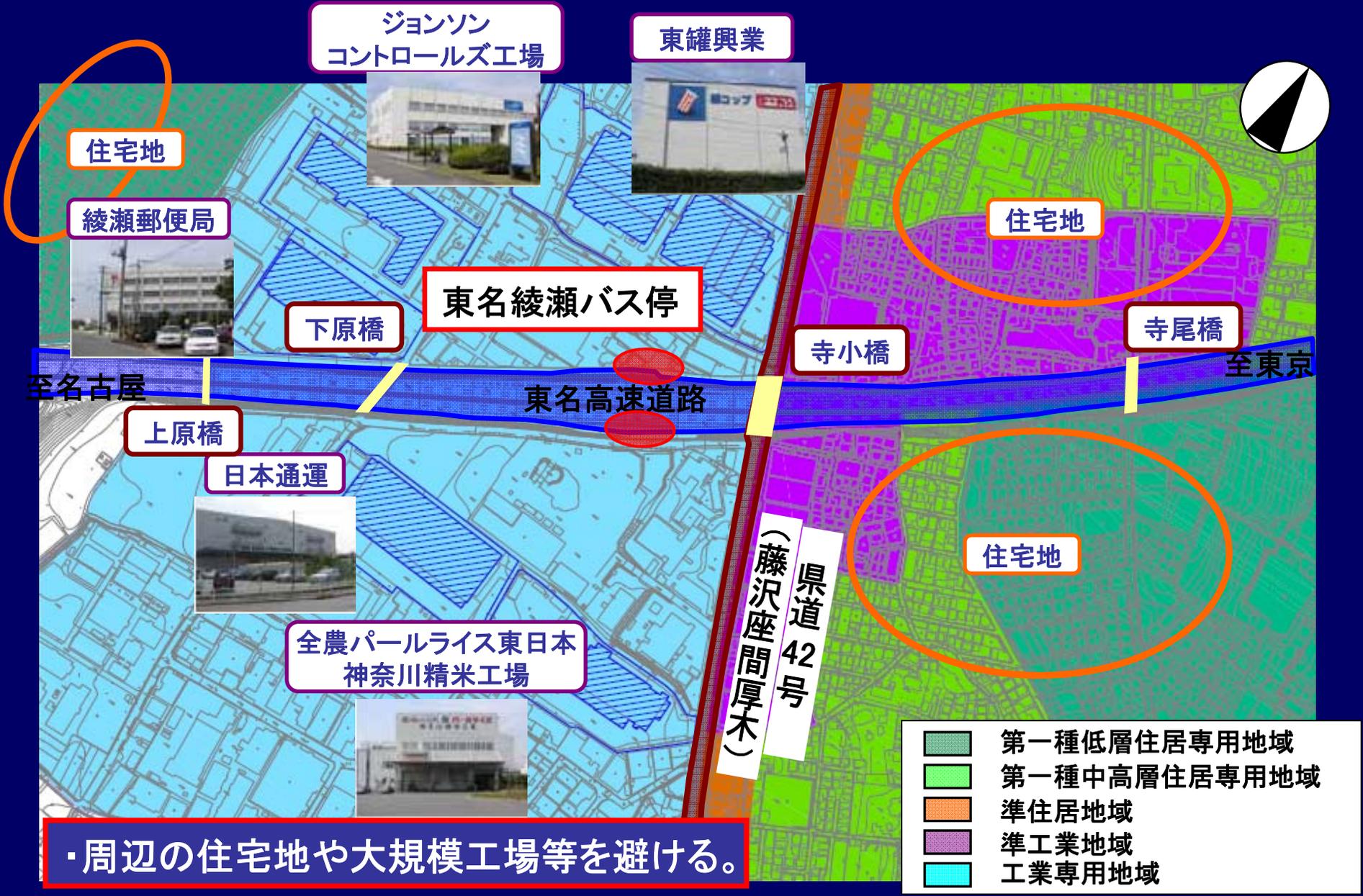
# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

## 5 スマートICの検討【航空写真】



# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

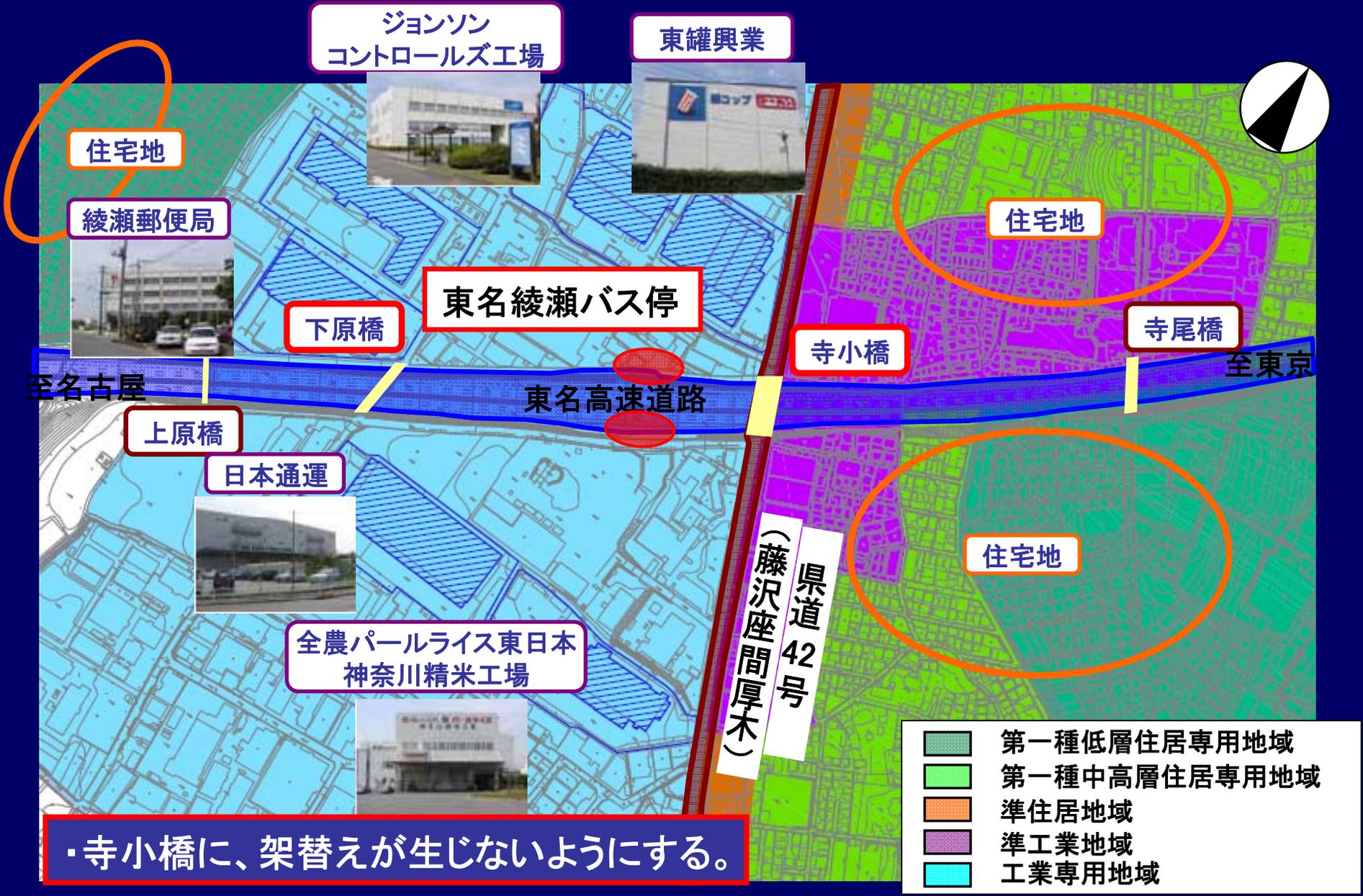
## 5 スマートICの検討【前提条件①】



・周辺の住宅地や大規模工場等を避ける。

# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

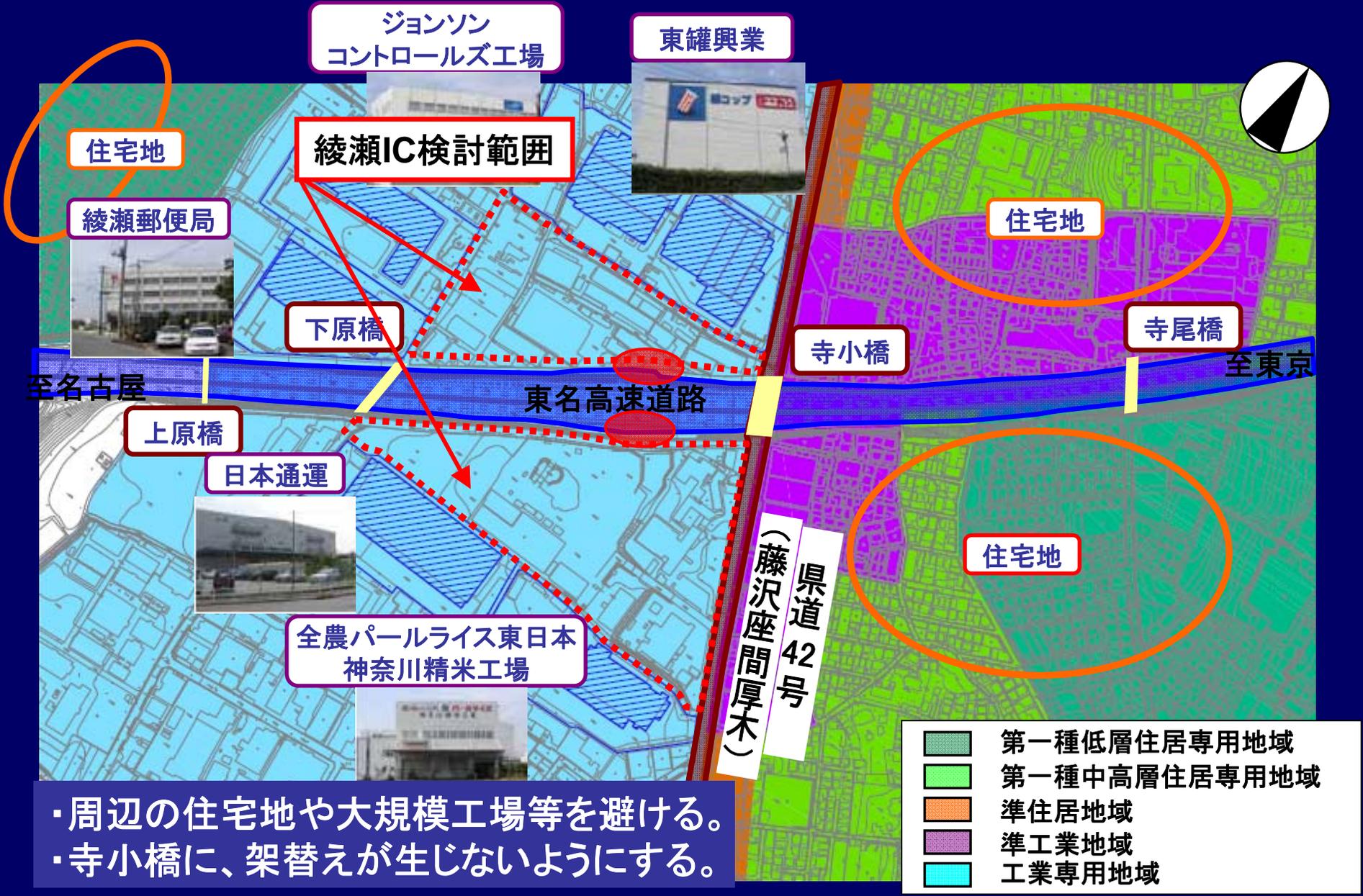
## 5 スマートICの検討【前提条件②】



・寺小橋に、架替えが生じないようにする。

# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

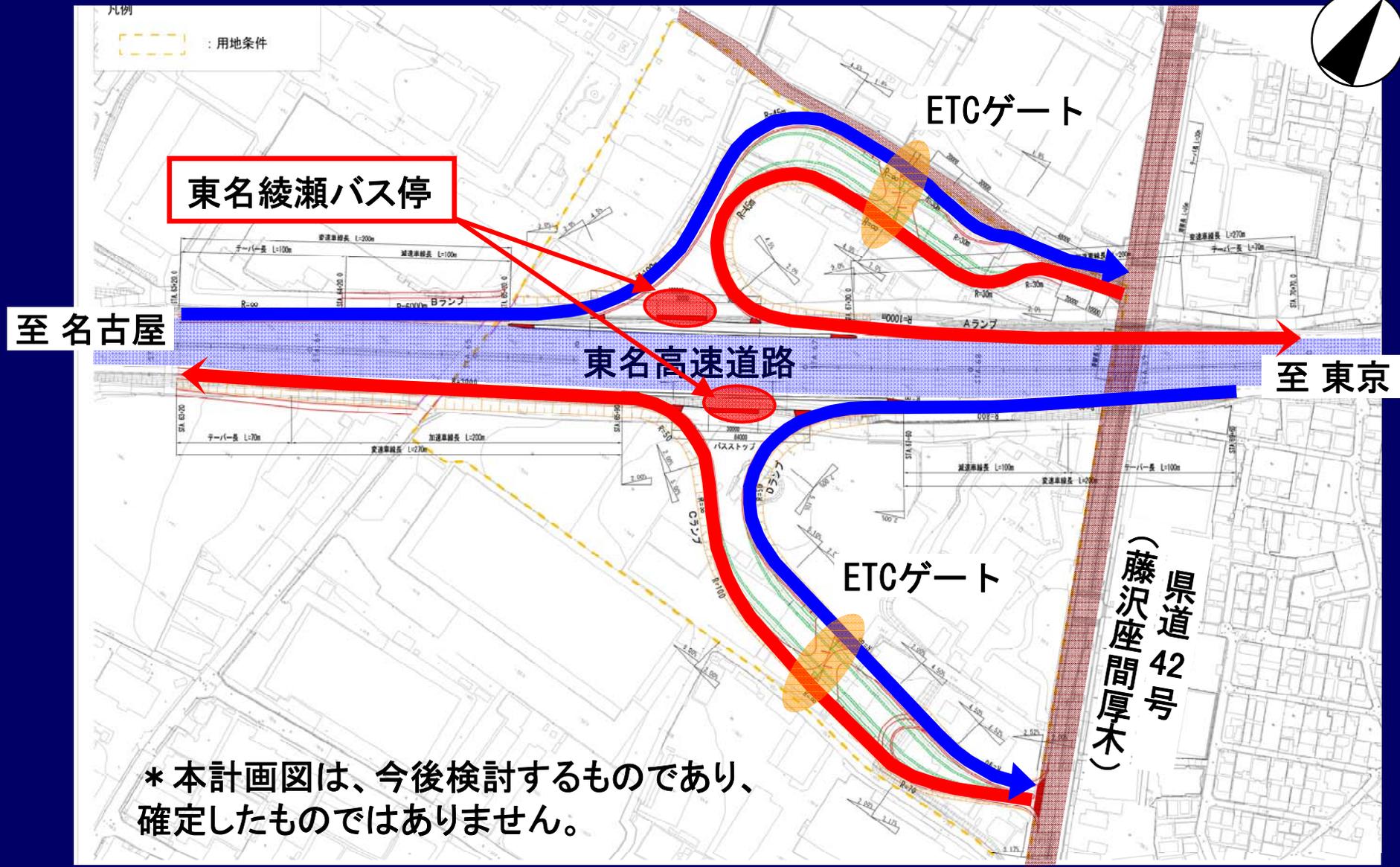
## 5 スマートICの検討【インターチェンジの検討範囲】



- ・周辺の住宅地や大規模工場等を避ける。
- ・寺小橋に、架替えが生じないようにする。

# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

## 5 スマートICの検討【計画平面図(検討案)】



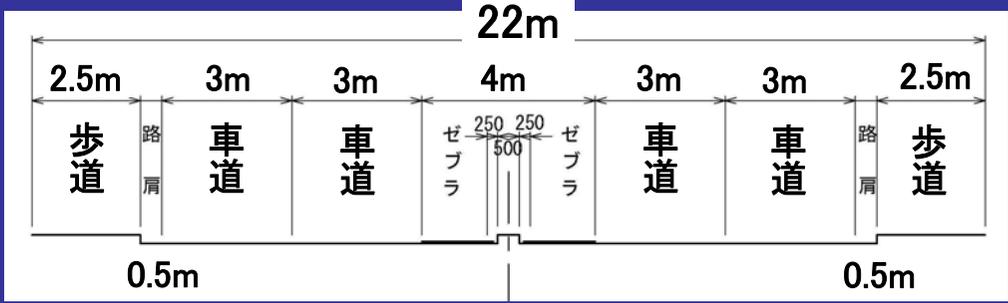
\* 本計画図は、今後検討するものであり、  
確定したものではありません。

# ■ (仮称)綾瀬スマートICの概要

## 6 接続道路について



標準横断図



路線名	県道42号 (藤沢座間厚木)
種別	4種1級
幅員等	22m 4車線

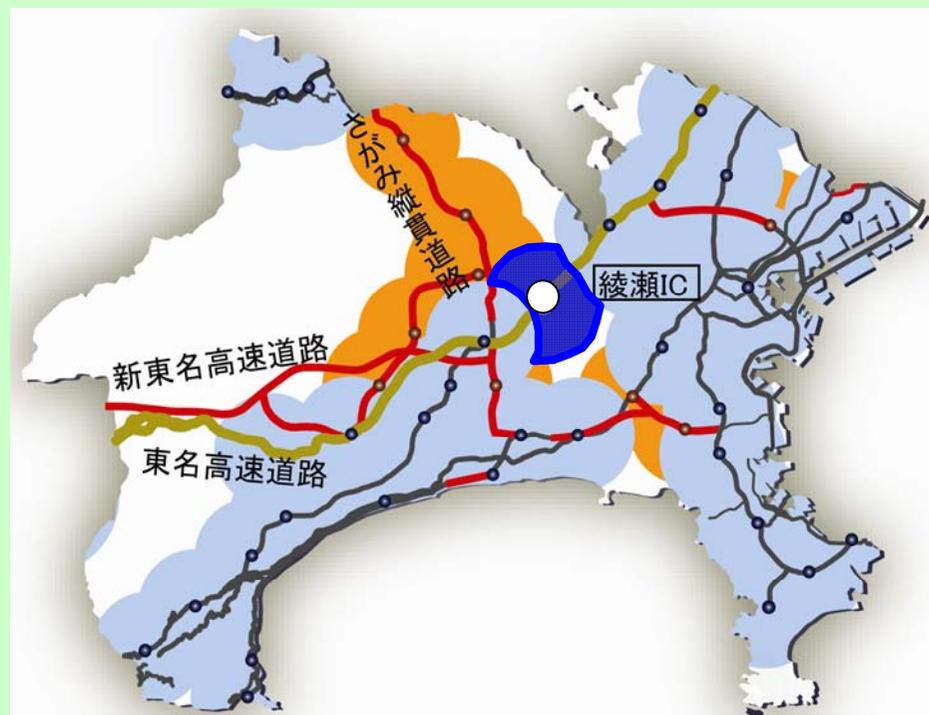
## 7 IC設置の整備効果

広域アクセス性の向上

救命救急センターへの  
速達性の強化

一般道路の混雑緩和 等

### ICまで5km圏域の拡大



#### 凡例

-  : 現況
-  : 今後拡大するエリア
-  : 綾瀬ICにより拡大するエリア

## 7 IC設置の整備効果

広域アクセス性の向上

救命救急センターへの  
速達性の強化

一般道路の混雑緩和 等

### ■ 第三次医療施設



- ・東海大学医学部附属病院  
(伊勢原市)
- ・昭和大学藤が丘病院  
(横浜市青葉区)

## 7 IC設置の整備効果

広域アクセス性の向上

救命救急センターへの  
速達性の強化

一般道路の混雑緩和 等

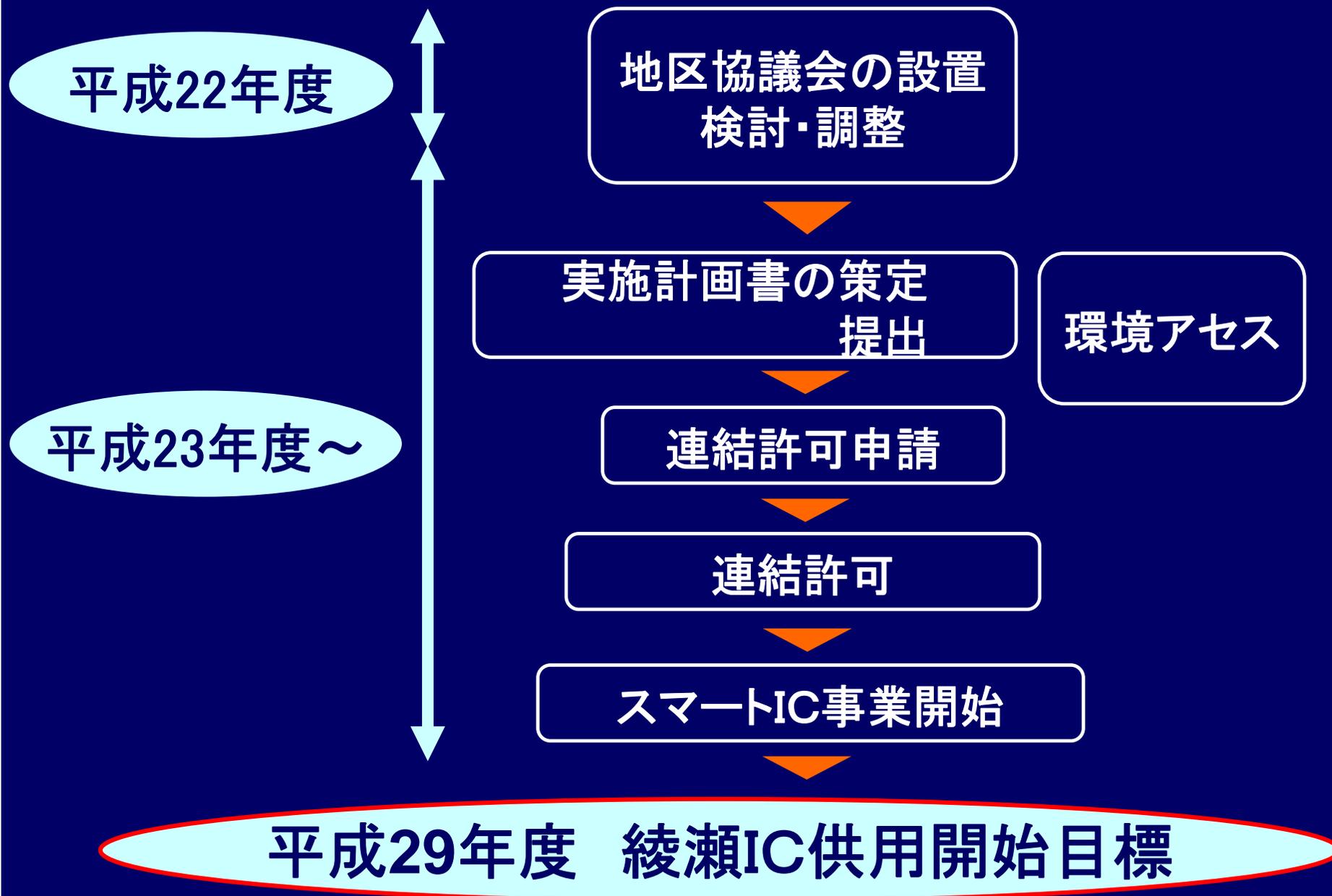


今後の地区協議会において検討

(1) スマートICの制度概要

(2) (仮称)綾瀬スマートICの概要

(3) 今後のスケジュール



地区協議会の設置



検討・調整

実施計画書の策定・提出

連結許可申請

幹事会の設置  
検討・調整

【検討・調整事項】

- ①当該ICと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- ②当該ICの社会便益
- ③当該IC及び周辺道路の安全性
- ④当該ICの採算性
- ⑤当該ICの構造及び整備方法
- ⑥当該ICの管理・運営方法
- ⑦その他当該ICの設置・管理・運営する上で必要な事項

## 実施計画書策定までのスケジュール

	H22年	H23年				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
<b>地区協議会</b>		●			●	● →
		【第1回】 1月17日		【第2回】 3月下旬		【第3回】 5月下旬
		設立趣旨・規約承認 会長・副会長の選出 スマートICの制度概要 (仮称)綾瀬スマートICの概要 今後のスケジュール等		実施計画書(案)検討・確認 広報・意見聴取方法(案)の 検討・確認		説明会報告 実施計画書最終確認
<b>幹事会</b>		●		●		● →
		【第1回】 1月下旬		【第2回】 3月中旬		【第3回】 5月中旬
		実施計画書(案)検討 広報・意見聴取方法(案)検討		実施計画書(案)確認 広報・意見聴取方法(案)確認		説明会報告 実施計画書最終確認
<b>その他</b>					連結道路管理者 地元説明会	

# 第一回(仮称)綾瀬スマートIC 地区協議会



平成23年1月17日